## 羽幌町選挙管理委員会からのお知らせ

1 投票区(所)の一部が変更になります。

天売・焼尻地区の投票区は、それぞれ2カ所ずつ設置していましたが、有権者数減少などの現状を踏まえ、説明会やアンケート調査の結果を考慮したうえでそれぞれ1箇所ずつに統合することに決定しました。

投票区の統合により、11投票区から9投票区となり今後執行される選挙から変更となりますので、該当地区の 有権者のみなさまは、お間違えのないようお願いします。

統合に関しましてご協力いただきありがとうございました。 投票所の一覧は次のとおりです。

## ▶投票所一覧

| 投票区名  | 投票 所名         | 所 在 地      |
|-------|---------------|------------|
| 第1投票区 | 羽幌中央公民館 小ホール  | 南6条2丁目     |
| 第2投票区 | 羽幌小学校 体育館     | 南5条5丁目     |
| 第3投票区 | 羽幌町デイサービスセンター | 栄町         |
| 第4投票区 | 羽幌保育園         | 南2条1丁目     |
| 第5投票区 | 羽幌中学校         | 北5条3丁目     |
| 第6投票区 | 中央老人の家        | 中央         |
| 第7投票区 | 築別集会所         | 築別         |
| 第8投票区 | 天売総合研修センター    | 天売字和浦 (変更) |
| 第9投票区 | 焼尻総合研修センター    | 焼尻字東浜 (変更) |



明るい選挙運動 イメージキャラクター 「選挙のめいすいくん」

2 責任をもって一票を!選挙権年齢が18歳以上になりました

平成27年6月、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」への引き下げる改正公職選挙法が成立しました(平成28年6月19日施行)。

これにより平成28年夏からは、全国でおよそ240万人の18歳、および19歳の方が新たな有権者になります。あなたの意見を大切な1票に託しましょう。

受お問い合わせ 羽幌町選挙管理委員会 ☎ 62-1211

## 後期高齢者医療・国民健康保険に加入中のみなさまへ

ー入院したときの食事代が変わります ー

≪平成28年4月1日から、入院時の食事療養標準負担額が一部変わります。≫

◎ 住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額(食事代)が

≪平成28年4月1日~≫ 1食につき260円 → 360円 に

≪平成30年4月1日~≫ 1食につき360円 → 460円 に 変更となります。

ただし、指定難病患者、小児慢性特定疾患者の方※は 1食につき 260円 に据え置かれます。

※ 都道府県の発行する指定難病等の医療受給者証をお持ちの方

## 【注意事項】

- (1) 指定難病等の方は、都道府県の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。
- (2) 指定難病等の医療受給者証については、「留萌保健所」へお問い合わせください。

→お問い合わせ

**北海道後期高齢者医療広域連合** ☎ 011-290-5601 福祉課 国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)